

情報通信産業等振興税制の手引き

令和元年11月

沖縄県

《 目 次 》

I 情報振興地域・特区の概要

1	情報振興地域とは	1
2	情報特区とは	3

II 情報振興地域の優遇措置の内容と活用方法

1	対象資産	5
2	税制上の優遇措置（国税）	6
3	税制上の優遇措置（地方税）	7
4	情報振興地域制度活用までの流れ	9
5	申請に必要な書類	10
6	融資制度	11

III 情報特区の優遇措置の内容と活用方法

1	国税	12
2	地方税	12
3	対象資産（所得控除以外）	12
4	情報特区活用までの流れ	13
5	申請に必要な書類	14

IV お問い合わせ先

1	各優遇措置の相談・申請窓口	15
2	制度のお問合せ先	15

I 情報振興地域・情報特区の概要

1 情報振興地域とは

(1) 制度の目的

情報通信産業振興地域（以下、「情報振興地域」という。）は、沖縄県の情報通信関連産業の振興を目的としております。

情報振興地域では、指定された地域内の対象事業で、機械及び装置、器具及び備品、建物等を取得などした場合、税制上の優遇措置（国税【投資税額控除】・地方税）や融資制度を活用することができます。

(2) 指定地域・対象事業

ア 指定地域：合計 24 市町村

那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町

イ 対象事業

制度の対象となるのは、ソフトウェア業をはじめとする次の事業（情報通信産業及び情報通信技術利用事業）を営む法人（国税は青色申告を提出している法人）又は個人です。

- | | |
|--|------------------|
| ① 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）の製造業 | ⑤ ソフトウェア業 |
| ② 電気通信業 | ⑥ 情報処理・提供サービス業 |
| ③ 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業 | ⑦ インターネット付随サービス業 |
| ④ 放送業（有線放送業を含む） | ⑧ 情報通信技術利用事業 |

①情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）の製造業

日本標準産業分類の細分類番号 3296 の情報記録物製造業のことであり、主として情報を記録した物を製造する業をいう。



②電気通信業

日本標準産業分類の中分類番号 37 の通信業のことであり、主として有線、無線、その他の電磁的方法により意思、事実等の情報を送り、伝え又は受けるための手段の設置、運用を行う業をいう。



③映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業

日本標準産業分類の小分類番号 411 の映像情報制作業・配給業及び小分類番号 412 の音声情報制作業のことであり、主として映画の制作を行う業又は制作及び配給の両者を行う業、並びにビデオテープを用い記録物、創作物などのビデオ制作を行う業をいう。



④放送業（有線放送業を含む）

日本標準産業分類の中分類番号 38 の放送業のことであり、公衆によって直接視聴される目的をもって、無線又は有線の電気通信設備により放送事業（放送の再放送を含む。）を行う業をいう。



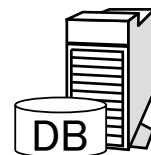
⑤ソフトウェア業

日本標準産業分類の小分類番号 391 のソフトウェア業のことであり、顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う業（委託開発ソフトウェア業）並びに電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う業（パッケージソフトウェア業）をいう。



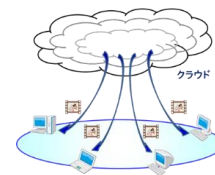
⑥情報処理・提供サービス業

日本標準産業分類の小分類番号 392 の情報処理・提供サービス業のことであり、電子計算機などを用いて委託された計算サービス（顧客自ら運転する場合を含む）、データエントリなどを行う業（情報処理サービス業）各種データを収集、加工、蓄積し、情報として提供する業（情報提供サービス業）並びに市場調査、世論調査等他に分類されない情報サービスを行う業（その他の情報サービス業）をいう。



⑦インターネット付随サービス業

日本標準産業分類の中分類番号 40 のインターネット付随サービス業のことであり、インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業であり、ポータルサイトサーバ運営業、アプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）等をいう。



⑧情報通信技術利用事業

上記事業に属さない企業が、自社の本来業務のためのコールセンターやBPO等の設置を行う場合。情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。



2 情報特区とは

(1) 制度の目的

情報通信産業特別地区（以下、「情報特区」という。）は、情報通信関連産業の集積の牽引力となる特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進させることを目的としています。

情報特区では、一定の要件を満たし沖縄県知事から認定を受けた法人は、最大 10 年間、所得の 40%を法人税の課税所得から控除する「所得控除」を活用することができます。

(2) 指定地域・対象事業

- ア 指定地域：那覇・浦添地区（那覇市及び浦添市全域）
名護・宜野座地区（名護市及び宜野座村全域）
うるま地区（うるま市全域）

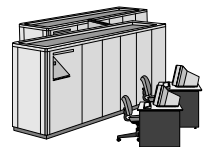
イ 対象事業

制度の対象となるのは、データセンターをはじめとする次の事業（特定情報通信事業）を営むなど一定の要件を満たし、沖縄県知事から認定を受けた法人（国税は青色申告を提出している法人）又は個人です。

- ① データセンター（iDC）
- ② インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）
- ③ インターネット・エクスチェンジ（IX）
- ④ バックアップセンター
- ⑤ セキュリティデータセンター
- ⑥ 情報通信機器相互接続検証事業

① データセンター（iDC）

自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む）



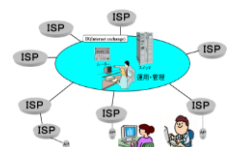
② インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）

電気通信事業のうち、インターネット接続サービスを行うもの。



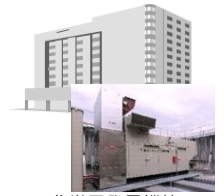
③ インターネット・エクスチェンジ（IX）

電気通信事業のうち、電気通信設備を介して、インターネット・サービス・プロバイダの事業を行う者の電気通信設備を相互に接続するもの。



④ バックアップセンター

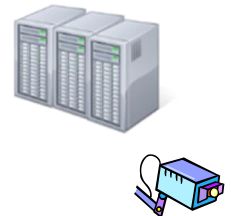
災害、事故その他の事情により顧客の情報システムの利用に支障が生じる場合に備え、耐震性能を有する建屋、冗長構成を持つ電源設備及び通信設備に接続された電子計算機により、顧客の情報の保管と提供を行う事業



非常用発電機等
安全対策

⑤ セキュリティデータセンター

行政や金融情報等高度なセキュリティポリシーによって管理される情報を保管するため、外部からの入出場が管理される場所に設置され、かつ、接続されるネットワークに対する進入検知と防止機能及びデータの暗号化装置等情報漏えい対策を持つ電子計算機により情報の保管を行う事業



⑥ 情報通信機器相互接続検証事業

移動端末設備その他の電気通信設備に係るプログラムの開発を行う企業等からの委託を受けて、当該プログラムがその実行により当該電気通信設備と他の電気通信設備とを接続する機能その他の予定する機能を発揮できるかどうかについての技術的な検証を行うことにより、当該企業等の行う当該プログラムの効率的な開発を支援する事業



II 情報振興地域の優遇措置の内容と活用方法

1 対象資産

優遇措置の対象となる資産は、対象事業の用に直接供するもののみとなります。

(1) 「機械・装置」の範囲

*「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第二の「機械及び装置」が対象
通信業用設備、放送業用設備や印刷関連業用設備などです。

別表第二において、申請予定の機械・装置がどの項目に該当するのか必ず確認してください。

(2) 「器具・備品」の範囲

①電子計算機	②デジタル交換設備	③デジタルボタン電話設備
④ICカード利用設備		

(3) 「建物」の範囲

事業名	建物
情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）	工場用の建物（当該工場用の建物と併せて取得し、又は建設する研究所用の建物を含む。）
電気通信業	電気通信設備に供される建物及び研究所用の建物
映画・ビデオ制作業（放送業を営む法人が行うものを除く）	映画・ビデオ制作の用に供される建物
放送業（有線放送業を含む）	放送番組の制作の用に供される建物及び放送設備に供される建物
ソフトウェア業	事務所用、作業場用又は研究所用の建物
情報処理・提供サービス業	
インターネット付随サービス業	
情報通信技術利用事業	事務所用又は作業場用の建物

(4) 「建物の附属設備」の範囲

- ① 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一の「建物附属設備」が対象
電気設備（照明設備含む）、冷房、暖房、通風又はボイラー設備等
- ② 対象となる附属設備は、建物と同時取得したものに限られる

(5) 「構築物」の範囲

事業名	建物
電気通信業	アンテナ及びその支持物並びにケーブル
放送業（有線放送業を含む）	

2 税制上の優遇措置（国税）

建物の附属設備は、建物と同時に取得した場合のみ対象となります。

（１）投資税額控除

根拠	沖振法第31条第1項、租特法第42条の9、第68条の13、租特施行令第27条の9
対象者	指定地域内において、対象事業の用に供する次の①又は②のいずれかを新・増設した青色申告法人 ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が、1,000万円を超えるもの ② 機械・装置、特定の器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が、100万円を超えるもの
内容	指定地域内において、対象設備等を新・増設した場合、その取得価額の一定割合が法人税から控除されます。 ・建物及び建物附属設備並びに構築物：取得価額の8% ・機械・装置、特定の器具・備品：取得価額の15% ※1 取得価額の限度額：各事業年度あたり合計20億円 ※2 税額控除の限度額：各事業年度の法人税額の20% ※3 繰越可能年数：4年 ※ 情報特区の(1)所得控除(手引き書12ページ)との併用はできません。

○お問合せ先：所管の各税務署（法人税担当部署）

3 税制上の優遇措置（地方税）

1. 土地については、取得の翌日から起算して1年以内に家屋の建設に着手した場合に限る。
 2. 家屋、土地等については、直接業務に供しない部分は課税免除の対象外。
- ※実際に課税免除が適用されるか否かについては、必ず所管の関係行政機関に確認をお願いいたします。

（1）事業税の課税免除（県税）

根拠	沖振法第32条、地税法第6条、県税の課税免除等の特例に関する条例第4条
対象者	対象地域内において、情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する一の設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるものを新・増設した者
内容	新・増設から5か年間、新・増設に係る事業税の課税免除※1

○お問合せ先：各県税事務所

（2）不動産取得税の課税免除（県税）

根拠	沖振法第32条、地税法第6条、県税の課税免除等の特例に関する条例第4条
対象者	対象地域内において、情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する一の設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるものを新・増設した者
内容	新・増設に係る不動産取得税の課税免除 ・対象設備である家屋※2 ・家屋の敷地である土地の一部※3

○お問合せ先：各県税事務所

- ※1 税額の全額が課税免除になるわけではなく、新設・増設した対象設備に直接従事した従業員の配置により計算を行います。
- ※2 直接に対象事業の用に供するものであることから、販売部門や営業部門は課税免除の対象からは除外されます。
- ※3 土地は取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする対象設備である家屋の建設の着手があった場合のみ対象となります。

（３）固定資産税の課税免除（市町村税）

根拠	沖振法第 32 条、地税法第 6 条、県税の課税免除等の特例に関する条例第 4 条
対象者	対象地域内において、対象事業の用に供する次の①又は②のいずれかを新・増設した者 ① 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの
内容	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、5 年間、課税が免除されます。

○お問合せ先：各市町村税務担当課

※原則として市町村税。ただし、大規模償却資産の取得価額のうち、一定限度額を超える額については県税。

（４）事業所税の特例（市町村税） ※那覇市のみ

根拠	地税法附則第 33 条、地税法施行令附則第 16 条の 2 の 8
対象者	那覇市において、対象事業の用に供する施設であって、次の①又は②のいずれかを新設した者 ①当該施設に設置される機械・装置及び器具・備品の取得価額の合計額が 1,000 万円以上であるもの ②当該施設に係る建物・附属設備の取得価額の合計額が 1 億円以上であるもの
内容	上記施設において行う事業に対し課する事業所税のうち、資産割について、その課税標準となるべき事業所床面積の算定の際に、5 年間、当該事業所の床面積を 2 分の 1 であるものとして計算する。

○お問合せ先：那覇市資産税課（098-862-5320）

- ※ 1 税額の全額が課税免除になるわけではなく、新設・増設した対象設備に直接従事した従業員の配置により計算を行います。
- ※ 2 直接に対象事業の用に供するものであることから、販売部門や営業部門は課税免除の対象からは除外されます。
- ※ 3 土地は取得の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする対象設備である家屋の建設の着手があった場合のみ対象となります。

4 情報振興地域制度活用までの流れ

① 事前相談

制度内容については、(公財)沖縄県産業振興公社に設置されている「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口（以下「ワンストップ相談窓口」という。））にご相談ください。

また、税制の優遇措置については、各関係行政機関に事前にお問い合わせください。



② 制度活用

税制の手続きの際に、各関係行政機関にご連絡の上、必要書類をお持ちになり各窓口にて直接手続きを行ってください。

* 沖縄県（制度担当者）や公社から、各関係行政機関への連絡はいたしません。

※対象期間:

○令和3年3月31日までに供用開始した資産が対象

5 申請に必要な書類

頻繁ではありませんが、様式等の変更があります。申告の際には、必ず税務署、県税事務所、各市町村税務担当部署へお問い合わせください。

(1) 国税関係（法人税【投資税額控除】）

所管の税務署にお問い合わせください。

(2) 地方税関係

① 事業税

- (ア) 法人事業税の課税免除申請書（第3号様式）及び課税免除申請書の明細書（付表）
- (イ) 従業員名簿及び従業員配置図
- (ウ) 設備の仕様書その他これに類する書類の写し
- (エ) 国税における優遇措置の適用がある場合、法人税額の特別控除等に関する明細書

② 不動産取得税

- (ア) 不動産取得税課税免除申請書（土地、建物それぞれ提出して下さい）
- (イ) 不動産取得報告書（土地、建物それぞれ提出して下さい）
- (ウ) 図面（縮尺の合うもの）→ 各階の平面図（土地の場合は、配置図、立面図も提出）
- (エ) 家屋又は土地の登記簿謄本
- (オ) 会社の商業登記簿謄本及び定款
- (カ) 家屋の建築請負契約書
- (キ) 土地の売買契約書
- (ク) 減価償却資産であることを明らかにする書類 → 減価償却明細書

③ 固定資産税

市町村によって申請書や添付書類が異なります。詳しくは各市町村の税務担当部署へお問い合わせください。

④ 事業所税

事業所税に係る優遇措置は那覇市のみとなります。申請書や添付書類については、那覇市資産税課へお問い合わせください。

6 融資制度

融資制度を活用するためには、別途、沖縄振興開発金融公庫の審査が必要です。
詳細については沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。

(1) 産業開発資金

種類	用途	融資限度額	返済期間
沖縄情報通信産業支援	指定地域内で事業を行うために必要な資金	所要額の7割以内	20年以内 (うち措置3年以内)

ご利用窓口：本店 融資第一部 産業開発融資班 (TEL:098-941-1765)

(2) 中小企業資金

種類	用途	融資限度額	返済期間
沖縄情報通信産業支援貸付	設備資金	7億2千万円	20年以内 (うち措置3年以内)
	長期運転資金	2億5千万円	7年以内 (うち措置2年以内)

ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第一班 (TEL:098-941-1785)

(3) 生業資金

種類	用途	融資限度額	返済期間
沖縄情報通信産業支援貸付	設備資金	7千2百万円	20年以内 (うち措置3年以内)
	運転資金	4千8百万円	7年以内 (うち措置2年以内)

ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第二班 (TEL:098-941-1795)

Ⅲ 情報特区の優遇措置の内容と活用方法

情報特区における優遇措置は次のとおりです。

法人税【所得控除】を活用するためには、沖縄県知事による事業認定を受ける必要があります。

なお、情報特区に指定されている区域は、情報振興地域にも指定されているため、情報地域の優遇措置も活用することができます。

ただし、法人税【所得控除】と法人税【投資税額控除】を同時に活用することはできず、活用する際は、どちらかを選択することになりますのでご注意ください。

1 国税

(1) 所得控除

根拠	租税特別措置法第60条、第68条の63
対象	事業認定を受けた青色申告法人
内容	事業認定を受けた法人について、その設立から10年間、各事業年度の所得金額の40%を損金の額に算入する。 ※但し、(1)所得控除、(2)投資税額控除 はいずれかを選択

(2) 投資税額控除

投資税額控除は、情報振興地域と同様の内容となっています。（本手引書6ページを参照）

2 地方税

地方税は、情報振興地域と同様の内容となっています。（本手引書7ページを参照）

3 対象資産（所得控除以外）

対象資産は、情報振興地域と同様の内容となっています。（本手引書5ページを参照）

4 情報特区活用までの流れ

情報特区における事業認定を受けるには、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 平成 24 年 5 月 24 日以降に情報特区内で設立した法人であること。
- (2) 情報特区内に本店（主たる事務所）があること。
- (3) 常時使用従業員が 5 人以上であること。
- (4) 情報特区内では専ら特定情報通信事業（本手引書 3 ページを参照）を営むこと。
- (5) 情報特区外事業所の従業員数について、常時使用する全従業員数の 10 分の 2 に相当する数又は 3 人のいずれか多い数以下であること。
- (6) 情報特区外では次に掲げる業務以外の業務を行わないこと。
 - ア 申請法人が提供する役務に関する調査を行う業務
 - イ 申請法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務
 - ウ 申請法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は契約の締結を行う業務
 - エ 申請法人が提供した役務の情報の提供を行う業務
 - オ 申請法人が役務を提供するために設置する電気通信設備の保守点検を行う業務
 - カ 上記業務に付随して行う業務

① 事前相談

対象事業、認定要件、申請手続等については、ワンストップ相談窓口で事前に相談可能です。

また、税制の優遇措置について、各関係行政機関に事前にお問い合わせください。



② 申請書の作成

申請書様式は、沖縄県情報産業振興課のホームページからダウンロードして作成してください。



③ 申請書の提出事前確認

作成した申請書は、添付書類と併せて、沖縄県商工労働部情報産業振興課に提出してください。



④ 申請書の審査・認定

沖縄県で審査が行われ、認定の可否が判断されます。
審査の結果、申請内容が適正であると認められると、認定通知書が送付されます。
※認定書は、申請書に記載のある住所・代表者宛てに沖縄県(制度担当)より送付されます。



⑤ 所得控除の活用

国税の手続の際に、必要書類(認定通知書含む。)をお持ちの上、各窓口にて直接手続を行ってください。
※沖縄県(制度担当)や公社から、各関係行政機関への連絡はいたしません。

※対象期間:

- 所得控除:令和3年3月31日までに事業認定を取得した法人
- 投資税額控除等:令和3年3月31日までに供用開始した資産が対象

5 申請に必要な書類

頻繁ではありませんが、様式等の変更があります。申告の際には、必ず税務署、県税事務所、各市町村税担当部署へお問い合わせください。

(1) 国税関係(法人税【所得控除】)

→所管の税務署にお問い合わせください。

なお、情報特区は、情報振興地域にも指定されているため、情報振興地域の優遇措置を活用することができます。

ただし、法人税【所得控除】と法人税【投資税額控除】を同時に活用することはできず、活用する際は、どちらかを選択することになりますのでご注意ください。

IV お問い合わせ先

1 各優遇措置の相談・申請窓口

各優遇制度については、それぞれの関係行政機関等による審査が別途行われます。
そのため、対象資産、税の優遇措置の期間、手続に必要な資料、手続の締切日等は、各関係行政機関に事前確認を行ってください。

国 税 (法 人 税)	:	所管の各税務署
県 税 (法 人 事 業 税)	:	沖縄県の県税事務所
県 税 (不 動 産 取 得 税)	:	沖縄県の県税事務所
市 町 村 税 (固 定 資 産 税)	:	各市町村の税務担当課
市 町 村 税 (事 業 所 税)	:	那覇市資産税課
融資制度	:	沖縄振興開発金融公庫

2 制度のお問合せ先

- 公益財団法人沖縄県産業振興公社
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口
T E L : 098-894-6377
Email : okitoku@okinawa-ric.or.jp
<https://www.zei-tokku.okinawa/>
- 沖縄県 商工労働部 情報産業振興課
T E L : 098-866-2503
F A X : 098-866-2455